

計画策定等に関するワーキンググループ 構成員

(五十音順)

足立 泰美 甲南大学経済学部教授

磯部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授

大橋 真由美 上智大学法学部教授

金崎 健太郎 武庫川女子大学経営学部教授

○勢一 智子 西南学院大学法学部教授

原田 大樹 京都大学大学院法学研究科教授

(○ : 座長)

## 計画策定等に関するワーキンググループ 開催実績

第1回 令和3年11月26日

- ・令和3年の重点募集テーマ「計画策定等」の検討状況等について
- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

第2回 令和3年12月23日

- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保に係る見直しの視点について

第3回 令和4年1月21日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

第4回 令和4年2月10日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

第5回 令和4年7月25日

- ・各府省の計画策定等における見直しの検討状況について
- ・令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について

第6回 令和4年12月16日

- ・計画策定等に関するこれまでの検討状況について
- ・ナビゲーション・ガイド作成に向けた今後の検討について

第7回 令和5年1月13日

- ・地方公共団体との意見交換
- ・ナビゲーション・ガイドについて

第8回 令和5年2月6日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

(参考1)

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置（計画等の策定の手続に係るもの）

整理記号 及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	別表2を参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているものうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は別表2を参照	別表2を参照
		上記に該当しない場合	廃止
c3 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合	
	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合	
		上記①～④に該当しない場合	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合	
		上記①～③に該当しない場合	廃止又は公示・公告・公表等に

		関する努力・配慮義務に係る規定化
c5 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	—	廃止又は例示化

別表2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）（別表1cb）についての分類及び具体的に講ずべき措置

分類	記号	具体的な規定の内容	講ずべき措置
協議、同意、許可・認可・承認	1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合	同意を要する協議を許容
	1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合	
	1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1②	国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国（都道府県）の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村（都道府県）の間	同意を要しない協議を許容

	の事務配分の特例を都道府県（国）が許容する場合であって、都道府県（国）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合	
2③	事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国（都道府県）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
2⑤	同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
2⑥	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの	
3d	刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合	許可・認可・承認を許容
3e	公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合	
3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合	
3g	法人の設立に関する事務を処理する場合	
3h	国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合	
3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの	

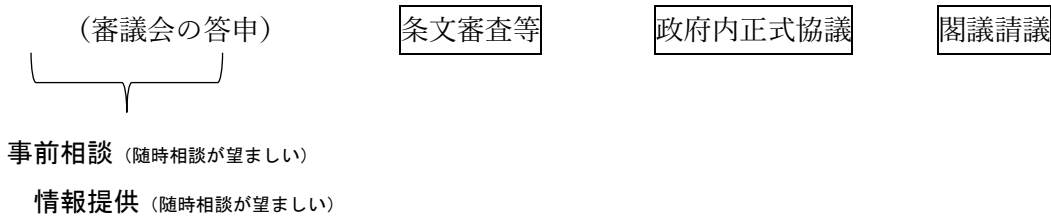
4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	
上記のいずれにも該当しない場合		廃止

(参考2)

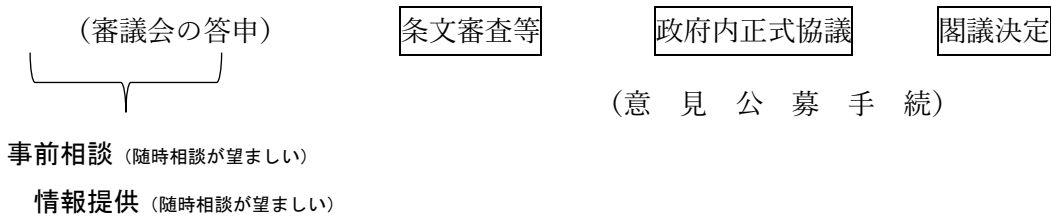
## 事前相談・情報提供のスケジュール（イメージ）

具体のスケジュールはケースにより異なるが、条文案・決定案の変更可能なできる限り早期から内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供を行うことが望ましい。

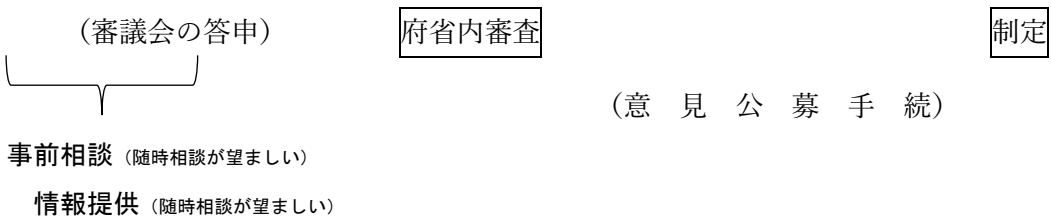
### <法律案>



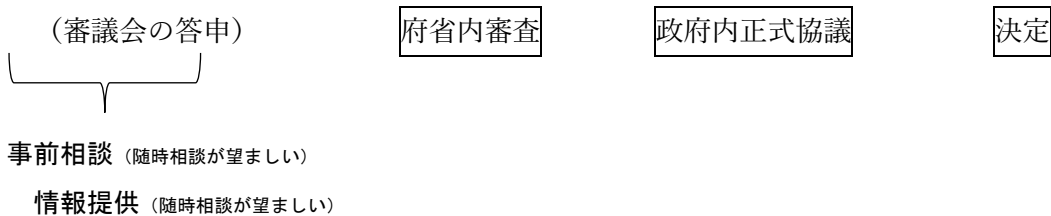
### <政令案>



### <省令・告示により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



### <閣議決定により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



(参考3)

### 市町村の多様性

○人口

町村 170人～52,935人

市区 2,916人～3,755,793人

出典：住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

○面積

3.47km<sup>2</sup> ～ 2,177.61km<sup>2</sup>

出典：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）

○職員数（普通会計）

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（令和4年4月1日現在）

町村 14人～389人

市区 106人～38,394人

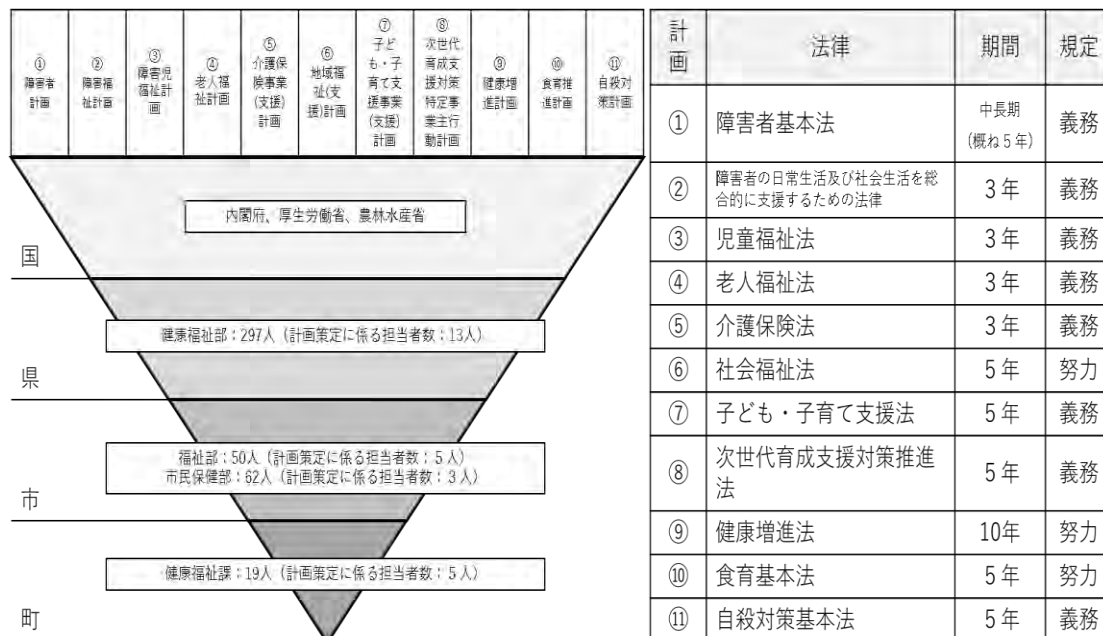
○職員数が小規模な5団体の首長部局の組織

出所：各村HPから

A村	B村	C村	D村	E村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・住民課</li> <li>・産業建設課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・住民課</li> <li>・産業課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・産業課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合政策室</li> <li>・総務課</li> <li>・保健福祉センター</li> <li>・産業振興課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・住民課</li> <li>・環境建設課</li> </ul>

○地方の負担

逆三角形の構造（平均的な規模な県・市・町におけるイメージ）





## 職員数が小規模な町村

東京都御蔵島村	14
長野県平谷村	15
長野県売木村	16
東京都青ヶ島村	20
新潟県粟島浦村	20
山梨県小菅村	20
和歌山県北山村	20
高知県大川村	21
沖縄県渡名喜村	21
山梨県丹波山村	24
東京都利島村	26
沖縄県座間味村	26
奈良県野迫川村	27
富山県舟橋村	28
長野県根羽村	28
島根県知夫村	29
山梨県道志村	30
長野県泰阜村	31
岡山県新庄村	31
沖縄県粟国村	31

## 職員数が大規模な一般市・区

東京都世田谷区	5,331
東京都練馬区	4,231
東京都大田区	4,098
千葉県船橋市	3,893
鹿児島県鹿児島市	3,853
兵庫県姫路市	3,686
東京都江戸川区	3,542
東京都板橋区	3,514
埼玉県川口市	3,508
東京都杉並区	3,407
東京都足立区	3,367
兵庫県西宮市	3,287
愛知県豊田市	3,158
香川県高松市	3,068
大分県大分市	3,045
富山県富山市	2,996
岡山県倉敷市	2,986
愛媛県松山市	2,977
栃木県宇都宮市	2,973
千葉県市川市	2,967

## 職員数が小規模な市区

(単位 人)

北海道歌志内市	106
北海道赤平市	129
北海道夕張市	135
石川県羽咋市	145
岐阜県美濃市	155
三重県尾鷲市	161
北海道留萌市	175
鹿児島県西之表市	175
北海道三笠市	176
富山県滑川市	178
京都府宮津市	178
新潟県加茂市	187
北海道芦別市	188
佐賀県多久市	188
大分県津久見市	189
石川県珠洲市	190
北海道砂川市	193
鹿児島県阿久根市	193
茨城県潮来市	197
福岡県豊前市	197

## 職員数が大規模な指定都市

横浜市	38,394
大阪市	33,276
名古屋市	28,461
札幌市	19,435
神戸市	18,898
京都市	17,339
川崎市	16,124
福岡市	15,904
広島市	14,340
さいたま市	13,857
仙台市	12,174
北九州市	11,564
千葉市	10,537
堺市	9,705
新潟市	9,480
熊本市	8,988
浜松市	8,681
岡山市	8,378
静岡市	7,880
相模原市	7,744

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（4月1日現在）